

○二宮町図書館規則

昭和50年4月1日教育委員会規則第3号

改正

昭和62年3月23日教委規則第4号
平成元年6月16日教委規則第5号
平成4年3月31日教委規則第2号
平成6年4月1日教委規則第3号
平成7年4月1日教委規則第5号
平成12年10月13日教委規則第4号
平成14年3月28日教委規則第3号
平成27年2月26日教委規則第1号
令和2年3月27日教委規則第4号
令和3年2月9日教委規則第1号
令和4年3月25日教委規則第3号

二宮町図書館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二宮町図書館条例（昭和50年条例第5号、以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に定めるところにしたがい、おおむね図書記録、その他必要な資料を収集し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(組織及び事務分掌)

第3条 図書館の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 図書館施設の管理及び館内の取締りに関すること。
- (2) 図書館の広報に関すること。
- (3) 図書館の統計に関すること。
- (4) 図書館協議会に関すること。
- (5) 図書館資料の選択、収集に関すること。
- (6) 図書館資料の目録、分類、装備及び配架に関すること。
- (7) 図書館資料の館内利用、館外貸出及び団体貸出に関すること。
- (8) 図書館資料の紹介、調査、相談及び複写に関すること。
- (9) 図書館に係る予算の編成及び執行に関すること。
- (10) 図書館の行事等に関すること。
- (11) 図書館関係機関、団体との連絡に関すること。
- (12) その他図書館の奉仕活動に関すること。

(13) その他図書館の庶務に関すること。

(入館の制限)

第4条 教育委員会は、他人に迷惑をおよぼすおそれのある者等管理上支障があると認められる者については、図書館への入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

(利用時間)

第5条 図書館の利用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、祝日を除く水曜日及び金曜日にあつては、午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず教育長が特に必要と認めるときは、臨時に時間を短縮し、または延長することができる。

(損害の賠償)

第6条 図書館の施設、附属設備及び図書館資料を利用中に破損し、汚損し、又は紛失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原型に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で特に教育長が認めたときは、その損害の賠償は免除することができる。

(図書館資料の館内利用)

第7条 館内利用に供する図書館資料の範囲は、目録に記載する図書館資料とし、利用者は請求票に必要な事項を記入して係員に差し出し貸出しを受けなければならない。ただし、公開する図書館資料についてはその手続を要しない。また利用を終ったときは、係員に返却しなければならない。

第8条 利用者は静かに利用することに心掛け、指定の場所以外で喫煙してはならない。

(図書館資料の館外利用)

第9条 館外利用に供する図書館資料の範囲は、他の利用等に支障のない範囲で教育長が定める。

第10条 図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所を有する官公署、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は会社等に勤務又は通学する者

(3) 前号に規定する官公署、学校及び会社等

(4) その他教育長が適当と認める個人又は団体

第11条 前条に規定する者及び団体が貸出しを受けようとするときは、住所、氏名等を示して、利用券の交付を受けなければならない。貸出しの手続きについては、教育長の定めるところによる。

第12条 同時に貸出しをする図書館資料及び期間は、特に必要のある場合を除き、次の表のとおりとする。

利用者区分		個人	団体
図書資料	貸出冊数	8冊以内	300冊以内
	貸出期間	14日以内	100日以内
視聴覚資料	貸出点数	3点以内	3点以内
	貸出期間	14日以内	14日以内

第13条 図書館資料の貸出しを受けたものは、貸出期間が満了したときは、すみやかに返納しなければならない。ただし、貸出しを受けた資料を引き続き継続して利用しようとする場合は、貸出期間を延長することができる。

2 貸出期間の延長を希望する場合は、貸出期間の最終日までに申し出ることとする。ただし、貸出期間中に他の利用者から貸出しの予約があった場合、既に貸出期間の延長を受けた場合、又は図書館において必要のある場合は、貸出期間の延長を認めない。

第14条 図書館資料の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用券の使用を一時停止し、又は禁止する。

- (1) 貸出期間満了後に2回以上督促してもなお返納を怠ったとき。
- (2) 図書館資料を著しく破損し、汚損し又は紛失したとき。
- (3) 事実を偽って利用券の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 利用券を他人に譲渡、又は貸与したとき。

第15条 利用者は、貸出しを受けたい図書館資料が他の利用者に貸出しされている場合は、貸出しの予約をすることができる。

2 利用者は、貸出しを受けたい図書館資料が図書館に所蔵されていない場合は、リクエストをすることができる。

3 予約及びリクエストに関する事項は、別に教育長が定める。

(図書館協議会)

第16条 図書館協議会の名称は、二宮町図書館協議会（以下「協議会」という。）という。

第17条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選による。

3 会長は協議会を代表し、議事その他の会務にあたる。

4 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第18条 協議会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集し、会議は委員の定数の過半数の出席がなければ開くことができない。議事は出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第19条 前2条に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかり定める。

(雑則)

第20条 図書館は、図書その他の資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄託された図書その他の資料の管理については、図書館資料に準ずるものとする。

第21条 寄贈及び寄託された図書その他の資料の受領及び返送等に要する経費は寄贈者、又は寄託者の負担とする。ただし、教育長において特別の事情があると認められるときはこの限りでない。

第22条 寄託された図書その他の資料が盗難、火災その他不可抗力によって破損し、汚損し又は滅失した場合においては、図書館は損害賠償の責を負わない。

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月16日教委規則第5号）

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日教委規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日教委規則第5号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月13日教委規則第4号）

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月26日教委規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月9日教委規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日教委規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。